

東日本学校吹奏楽大会実施規定

第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は「東日本学校吹奏楽大会」という。

(実施)

第2条 本大会は、各吹奏楽連盟理事長より推薦された吹奏楽団体が参加して、毎年10月第2週の土曜日・日曜日に実施する。

この大会の事業年度は4月1日から翌年3月末日とする。

(各吹奏楽連盟)

第3条 選出母体たる各吹奏楽連盟は次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| (1) 北海道吹奏楽連盟 | (2) 東北吹奏楽連盟 | (3) 東関東吹奏楽連盟 |
| (4) 西関東吹奏楽連盟 | (5) 東京都吹奏楽連盟 | (6) 北陸吹奏楽連盟 |

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は各吹奏楽連盟理事長、事務局長で構成する東日本学校吹奏楽大会企画委員会（以下 企画委員会）で決定する。

主管をする吹奏楽連盟の理事長は大会会長となる。企画委員は大会開催時大会委員となる。企画委員会は毎年3月上旬までに次年度の開催要項を決める。

第2章 実施部門および参加人員

(実施部門)

第5条 実施部門は次のとおりとする。

- (1) 小学校部門
- (2) 中学校部門
- (3) 高等学校部門

(編成・演奏人員)

第6条 編成は、木管、金管、打楽器を主体とし、電子楽器の使用を認めない。ただし、小学校部門については、低音楽器の補助としてエレキベースのみ使用を認める。

また、各部門の演奏人員は次のとおりとする。なお、指揮者は演奏人員には含まない。

- (1) 小学校部門・・・自由
- (2) 中学校部門・・・30名 以内
- (3) 高等学校部門・・・30名 以内

第3章 資 格

(参加資格)

第7条 参加資格は各吹奏楽連盟に登録され、かつ中学校と高等学校においては各大会の小編成の部門に参加した団体で次のとおりとする。

(1) 小学校部門

構成メンバーは同一小学校に在籍している児童とする。

(2) 中学校部門

構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。なお、学校の統廃合に伴う合同のバンドについては出場を認める。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める)

(3) 高等学校部門

構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。なお、学校の統廃合に伴う合同のバンドについては出場を認める。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)

2 第7条の1により参加資格を有する団体であっても、その年度の全日本吹奏楽コンクールの予選となる部門に出場した団体と、その年度の全日本小学校バンドフェスティバルに出場する団体は、本大会に参加することはできない。

(指揮者)

第8条 指揮者の資格については制限しないが、同一指揮者が同一部門の二つ以上の団体に重複して指揮することは認めない。

(入賞取消)

第9条 参加団体の資格に疑義あるときは出場を停止または入賞を取り消す。

第4章 演奏曲および演奏時間

(演奏曲)

第10条 各吹奏楽連盟主催の大会で演奏した曲とする。

(審査)

第11条 参加団体は、第10条による曲を演奏し審査を受ける。

(著作権)

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

(演奏時間)

第13条 演奏時間は7分以内とする。演奏時間が7分を超えた場合は、審査・表彰の対象としない。

(演奏順序)

第14条 部門順序と出演順序はその年の企画委員会において決める。

第5章 審査および表彰

(審査員)

第15条 審査員は企画委員会で選出し大会会長が委嘱する。審査員の数は7名とする。審査方法は別に定める審査内規による。

(表彰)

第 16 条 各団体に「金賞」，「銀賞」，「銅賞」を贈る。また，全団体の指揮者に指揮者賞を贈る。

第 6 章 代 表

(支部代表)

第 17 条 本大会に各吹奏楽連盟より推薦する団体数は，企画委員会で前年度 3 月上旬までに決める。
各吹奏楽連盟理事長は，本大会開催日の 3 週間前までに大会会長に推薦する団体を報告する。

なお，3 年連続して出場した団体については表彰状を贈り，翌年の大会へ推薦しないこととする。（平成 23 年度 第 11 回大会を起点とする）

(参加費用)

第 18 条 本大会参加に要する費用は参加団体の負担とする。

第 7 章 その他

(共催・後援・協賛)

第 19 条 本大会の実施にあたり企画委員会が必要と認めた場合は，共催，後援および協賛団体を持つことができる。

(実行委員会・事務局)

第 20 条 本大会実行委員は主管吹奏楽連盟の役員があたる。
また，大会事務局は主管連盟の事務局とする。

(開催細目)

第 21 条 その他の開催上の細目については実行委員会が決める。

(改定)

第 22 条 この規定は企画委員会の議により改定することができる。

付則 この規定は平成 25 年 4 月 1 日より実施する。

平成 14 年	1 月 21 日	企画委員会決定
平成 16 年	2 月 10 日	企画委員会一部改定
平成 17 年	1 月 26 日	企画委員会一部改定
平成 18 年	1 月 30 日	企画委員会一部改定
平成 19 年	1 月 29 日	企画委員会一部改定
平成 19 年	10 月 5 日	企画委員会一部改定
平成 21 年	2 月 28 日	企画委員会一部改定
平成 22 年	7 月 18 日	企画委員会一部改定
平成 23 年	3 月 6 日	企画委員会一部改定
平成 24 年	3 月 3 日	企画委員会一部改定
平成 24 年	10 月 12 日	企画委員会一部改定
平成 25 年	3 月 3 日	企画委員会一部改定
平成 26 年	3 月 2 日	企画委員会一部改定